

○公益社団法人全国市有物件災害共済会保険手続きに関する事業の種類に関する規程

平成 24 年 6 月 18 日制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の事業のうち、定款第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事業の内容、実施方法、その他事業に関して基本的な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第 2 条 前条に掲げる事業の種類は、道路賠償責任保険取扱業務及び自動車損害賠償責任保険代理店業務とする。

第 2 章 道路賠償責任保険取扱業務

(目的)

第 3 条 道路賠償責任保険業務は、市の管理する道路について、道路あるいは道路の瑕疵により生じた偶然の事故により、第三者の死亡あるいは障害又はその財物の損壊が生じた場合、市が道路管理者（道路管理者に準じる者も含む。）として国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）等法律上の賠償責任を負担することによって支払わねばならない損害賠償金等をてん補することを目的とする。

(特約書の締結)

第 4 条 前条の取扱業務を実施するため、本会は損害保険会社（1 又は複数の損害保険会社をいう。）との間に道路賠償責任保険特約書（以下「特約」という）を毎年度に締結する。

2 前項の特約の締結は、理事長が行う。

3 第 1 項の特約は、この規程を超えない範囲において、保険付保の対象となる範囲、保険料率、保険期間、その他必要な条項を定めなければならない。

(取扱業務)

第 5 条 前条の特約に基づき、理事長は道路賠償責任保険の加入希望を市からとりまとめ、本会を保険契約者、市等を被保険者とする保険の申込を前条の保険会社に対して行う。

2 前条の特約を複数の損害保険会社との間で締結する場合にあっては、特約において幹事会社を定めなければならない。

3 前項の幹事会社は、特約に係る契約の締結、保険料の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払等一切の業務を損害保険会社を代表して行うものとする。

第 3 章 自動車損害賠償責任保険代理店業務

(目的)

第6条 自動車損害賠償責任保険代理店業務は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）に基づく市所有車両の自動車損害賠償責任保険の契約締結に係る市の便宜を図ることを目的とする。

（代理店契約）

第7条 前条の取扱業務を実施するため、本会は、自賠法第30条による代理店契約を損害保険会社と締結する。

2 前項に定める損害保険会社は、自賠法第6条に定める保険者とする。

3 第1項の契約の締結は、理事長が行う。

第4章 雑則

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（細則）

第9条 この規程に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

（設立の登記の日 平成24年11月1日）